

# のむラップ・ファンド 自動けいぞく（累積）投資約款

株式会社 琉球銀行

## 第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社琉球銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、野村アセットマネジメント株式会社の第2条1.に掲げる追加型証券投資信託のむラップ・ファンド受益権（以下「本ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。

当行はこの約款にしたがって、累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

## 第2条（申込みコースおよび申込方法）

1. 申込者は、買付けを希望するファンドの種類に応じ、次に掲げるコース毎に契約を申込むものとします。

コース名	ファンドの種類
のむラップ・ファンド（保守型）	追加型証券投資信託受益権（のむラップ・ファンド（保守型））
のむラップ・ファンド（やや保守型）	追加型証券投資信託受益権（のむラップ・ファンド（やや保守型））
のむラップ・ファンド（普通型）	追加型証券投資信託受益権（のむラップ・ファンド（普通型））
のむラップ・ファンド（やや積極型）	追加型証券投資信託受益権（のむラップ・ファンド（やや積極型））
のむラップ・ファンド（積極型）	追加型証券投資信託受益権（のむラップ・ファンド（積極型））

2. 前項の申込は、申込者が所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り取引を開始するものとします。ただし、すでにほかの累積投資において契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込が行われたものとします。
3. 契約が締結されたとき、当行はただちに本ファンドの自動けいぞく投資口座を設定いたします。
4. 上記2.ただし書きにもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。

## 第3条（金銭の払込み）

- 申込者は、申込コース所定の本ファンドを買付けるため、1回の払込につき5,000円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払い込むものといたします。

## 第4条（買付時期・価格）

1. 当行は申込者から買付けの申込があったとき、遅延なくご指定コースの本ファンドの買付けを行います。
2. 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。
3. 買付けられた本ファンドの所有権ならびにその果実または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

## 第5条（管理）

1. この契約により買付けられた本ファンドは、投資信託受益権振替決済口座管理規定に基づき、当行が振替決済口座の口座管理機関となり振替口座簿に記載または記録して管理いたします。
2. 当行は、当該管理にかかる本ファンドにつき、管理料を申し受けることがあります。

## 第6条（果実の再投資）

1. 前条の管理にかかる本ファンドの果実は、申込者に代わって当行が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、各コースごとにその全額をもって決算日の価額により買付けます。なお、この場合、買付けの手数料は無料とします。
2. 申込者はいつでも当行所定の手続きによって前項の買付けの中止を申し出ることができるものとします。

## 第7条（返還）

1. 当行は、この契約に基づく本ファンドについて、申込者からその返還を請求されたときに換金のうえ、その代金を返還いたします。  
この場合の換金金額は、換金約定日の価額に基づくものといたします。
2. 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものとします。

## 第8条（解約）

1. この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。
  - (1) 申込者から解約の申し出があったとき。
  - (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき。
  - (3) この契約にかかる本ファンドが償還されたとき。
  - (4) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。
2. この契約が解約されたとき、当行は遅滞なく管理中の本ファンドを第7条に準じて当行において、申込者に返還いたします。

## 第9条（申込事項等の変更）

1. 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただけます。
2. 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

## 第10条（約款の変更）

1. この約款の各条項その他の条件は、法令の変更又は監督官庁の指示、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、民法548条の4の規定に基づき、変更されることがあります。この場合、当行は当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
3. 当行ウェブサイトがこの約款が掲載されている場合、当行ウェブサイトに掲載された約款が最新の約款であり、本取引についての効力を優先的に有するものとします。

## 第11条（その他）

1. 当行はこの契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
2. 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく本ファンド返還代金の金銭を返還した場合。
  - (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく本ファンド返還代金の金銭を返還しなかった場合。
  - (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく本ファンドの買付けもしくは本ファンド返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

以上